

宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会

日時：令和2年4月6日(月)

午後7時～

場所：県庁本館 講堂

会 次 第

- 1 開 会
- 2 福祉保健部長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会要綱(案)について
- 5 会長選出
- 6 協議事項
 - 新型コロナウイルス感染症の医療体制の整備について(案)
 - その他
- 7 閉 会

宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会 出席者名簿

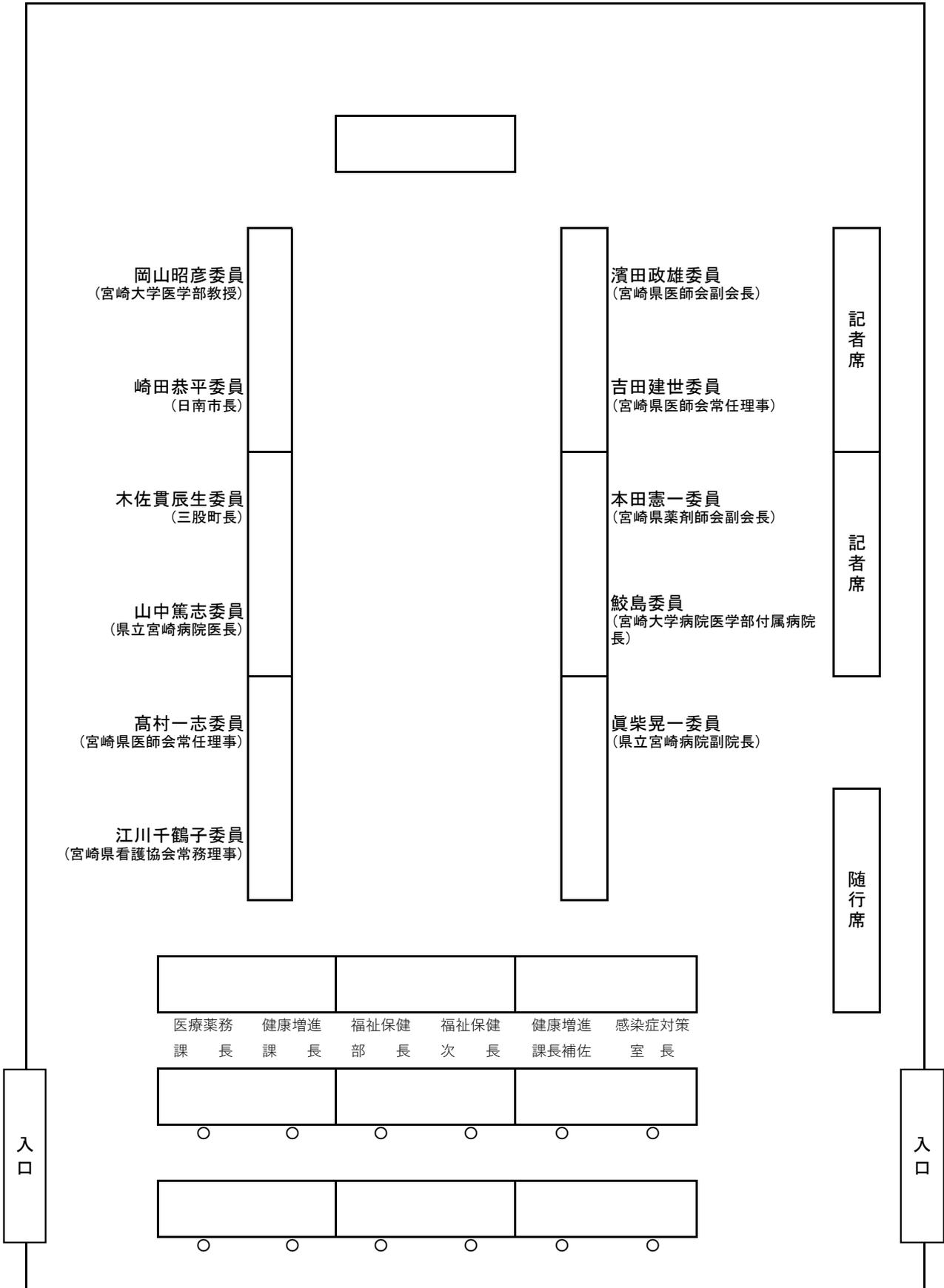
開催日：令和2年4月6日（月）

種別	氏名	所属等	出欠
宮崎県感染症対策審議会 委員	崎 田 恭 平	宮崎県市長会（日南市長）	○
	木佐貫 辰 生	宮崎県町村会（三股町長）	○
	山 中 篤 志	県立宮崎病院医長	○
	岡 山 昭 彦	宮崎大学医学部教授	○
	高 村 一 志	宮崎県医師会常任理事	○
	江 川 千鶴子	宮崎県看護協会常務理事	○
	本 田 憲 一	宮崎県薬剤師会副会長	○
宮崎県医師会	濱 田 政 雄	宮崎県医師会副会長	○
	吉 田 建 世	宮崎県医師会常任理事	○
感染症指定医療機関代表	眞 柴 晃 一	県立宮崎病院副院長	○
宮崎大学病院医学部附属 病院	鮫 島 浩	宮崎大学医学部附属病院長	○

宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会

配席図

開催日：令和2年4月6日（月）
場 所：宮崎県庁本館2階講堂



宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会設置要綱（案）

（目的）

第 1 条 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策について協議するため、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第 2 条 協議会では、次に掲げる事項について協議する。

- （1）新型コロナウイルス感染症に係るサーベイランス・感染拡大防止策に関すること
- （2）新型コロナウイルス感染症に係る外来診療体制に関すること
- （3）新型コロナウイルス感染症に係る入院医療提供体制に関すること（フェーズの移行に関することを含む。）
- （4）その他新型コロナウイルス感染症の対策を図るために必要な事項

2 前項に掲げる事項の実施・調整を図る組織として、協議会に本部長、本部員により構成する宮崎県新型コロナウイルス感染症対策調整本部を設置する。

（構成）

第 3 条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

（会議）

第 4 条 協議会は、宮崎県福祉保健部長が招集する。

2 協議会に会長を置き、委員のうちから、互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会を主宰する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

（事務局）

第 5 条 協議会の庶務は、宮崎県福祉保健部健康増進課において処理する。

（委任）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 6 日から施行する。

別表（第3条関係）

種別	氏名	所属等
宮崎県感染症対策審議会委員	崎 田 恭 平	宮崎県市長会（日南市長）
	木佐貫 辰 生	宮崎県町村会（三股町長）
	山 中 篤 志	県立宮崎病院医長
	岡 山 昭 彦	宮崎大学医学部教授
	高 村 一 志	宮崎県医師会常任理事
	江 川 千鶴子	宮崎県看護協会常務理事
	本 田 憲 一	宮崎県薬剤師会副会長
宮崎県医師会	濱 田 政 雄	宮崎県医師会副会長
	吉 田 建 世	宮崎県医師会常任理事
感染症指定医療機関代表	眞 柴 晃 一	県立宮崎病院副院長
宮崎大学病院医学部附属病院	鮫 島 浩	宮崎大学医学部附属病院長

宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会運営要領（案）

令和2年4月6日
宮崎県福祉保健部

（目的）

第1条 この要領は、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（調整本部）

第2条 要綱第2条第2項に規定する宮崎県新型コロナウイルス感染症対策調整本部は、別表に掲げる本部長、本部員をもって構成する。

- 2 協議会会長（以下「会長」という。）は、必要に応じて本部員を追加することができる。
- 3 会長は、緊急やむを得ない場合において、調整本部において、必要な措置を実施させることができる。この場合において、必要な措置を実施後、遅滞なく協議会において報告を行うものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月6日から施行する。

別表（第2条関係）

構成員区分	氏名 所属等
本部長	宮崎県福祉保健部次長（保健・医療担当）
本部員	宮崎県中央保健所長
	宮崎県病院局が推薦する県立病院の医師
	宮崎大学医学部附属病院が推薦する医師
	公益社団法人宮崎県医師会が推薦する医師

新型コロナウイルス感染症の入院医療体制の整備について (案)

令和 2 年 4 月 6 日
宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会

図 1

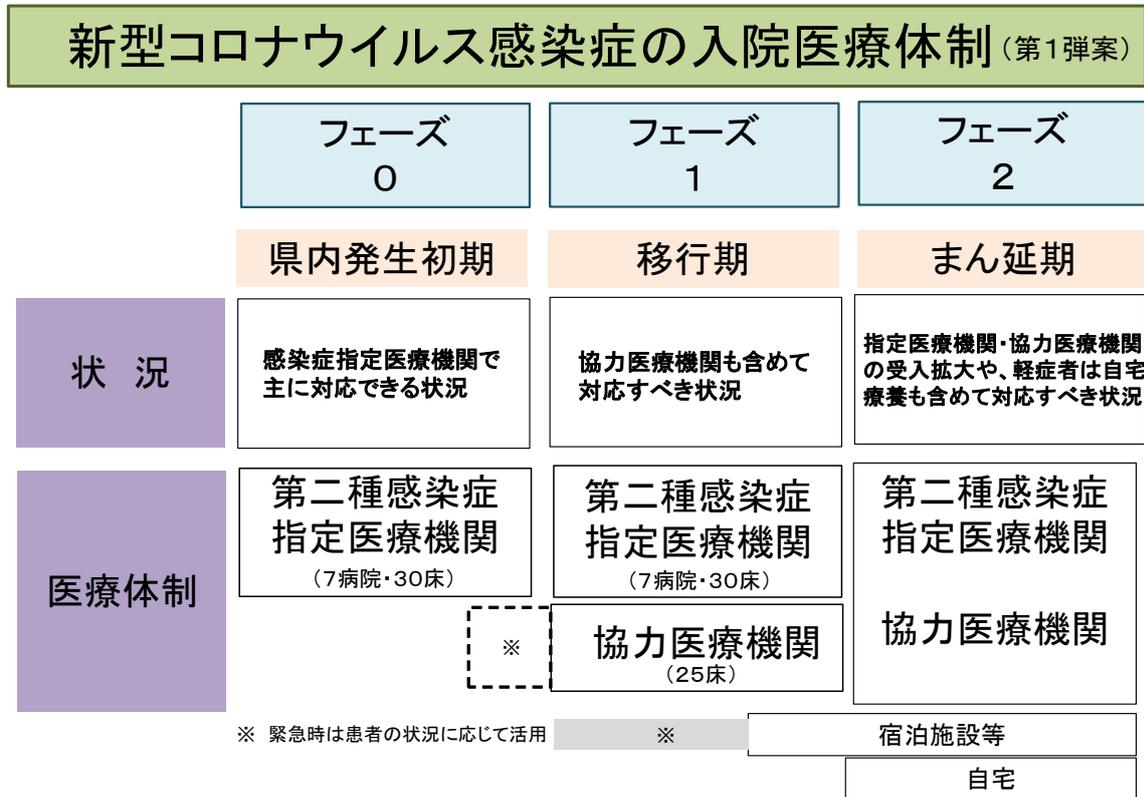
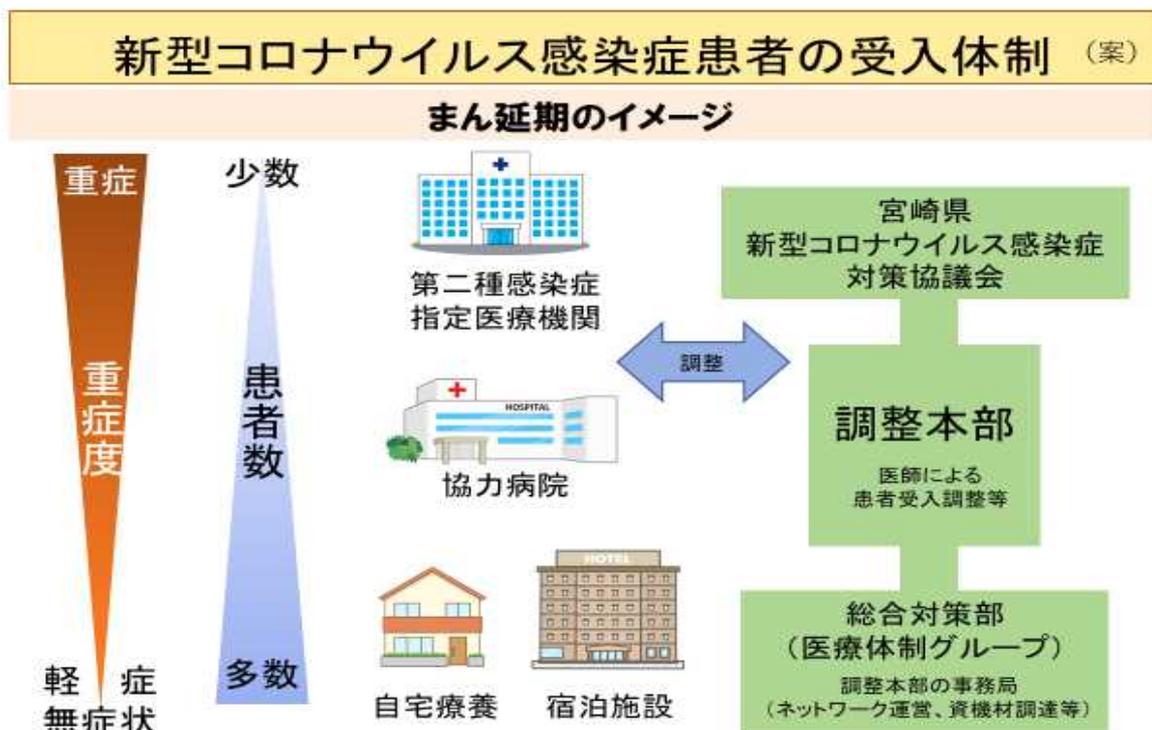


図 2



新型コロナウイルス感染症の医療体制の整備について (案)

令和 2 年 4 月 6 日
宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会

新型コロナウイルス感染症患者が急増するまん延期を想定し、感染症指定医療機関、協力医療機関等における病床の確保など、必要な医療体制について協議する「宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会」を設置するとともに、患者受入れの調整を図る「県調整本部」を設置する。

○ 協議会及び調整本部の主な機能

1 病床数の確保

- ・ 感染症指定医療機関、協力医療機関における病床の確保
- ・ 宿泊施設の確保、自宅療養の対応

2 医療スタッフの確保

- ・ 感染症指定医療機関、協力医療機関、宿泊施設に対する医療スタッフの支援（派遣）体制の構築

3 医療資器材の確保

- ・ 人工呼吸器等の保有・稼働状況の把握等

4 医療機関等のネットワークの構築

- ・ 患者搬送体制の構築
- ・ 病床の稼働状況等の必要な情報の共有
- ・ TV（WEB）会議の活用への支援（運営）
- ・ 保健所等との連携

5 施設・設備の整備

- ・ 感染症指定医療機関、協力医療機関における患者動線の変更等に必要な施設・設備（軽工事等）、設備整備
- ・ 医療資器材の購入（供給）に対する支援

○ 県調整本部員（R 2. 4. 6 時点）

1 本部長

県福祉保健部次長（保健・医療担当）

2 本部員

- ・ 県参事兼中央保健所長 : 総括・医療機関関係
- ・ 県立病院 : 入院調整関係
- ・ 宮崎大学医学部附属病院 : 学術・疫学関係
- ・ 県医師会 : 医療機関関係